

経営力強化保証

経営力強化保証とは

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関(注)と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

(注)認定経営革新等支援機関…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第一項

(平成24年8月30日施行)の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

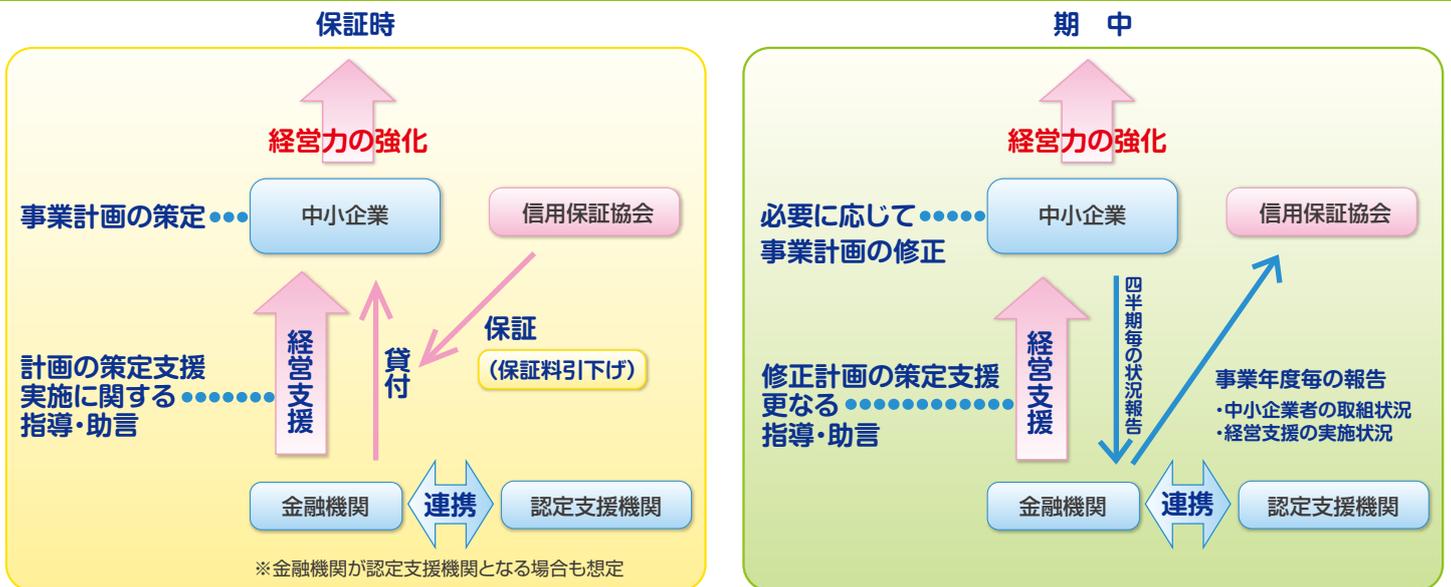
ご利用いただける方

金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業です。

制度の特徴

- 計画策定支援に加え、金融機関および認定支援機関が連携した経営支援を受けることで金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を協力サポート!
(金融機関のバックアップ体制が強化)
- 複数債権の一本化による月々の返済負担軽減を図ることができます!
- 保証料引き下げ支援! (信用力に応じた保証料率から概ね▲0.2%軽減)

制度のしくみ



経営力強化保証の詳細について

保証限度額	2億8,000万円 普通保証2億円以内、無担保保証8,000万円以内 組合等の場合は、4億8,000万円
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式 (ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)を本制度で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外。)
資金使途	事業資金(ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る)
保証期間	一括返済の場合1年以内 分割返済の場合運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。 尚、据置期間はそれぞれ1年以内。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じ
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.45%~1.75% 責任共有制度の対象外の場合 0.5%~2% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
申込方法	金融機関経由
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ○事業計画書(申込人が策定したもの) ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 (事業計画書に記載されている場合は不要)

【事業計画書の記載について】

- ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とします。
- ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載ください。
- ③計画期間中の各事業年度の収支計画や計画終了時の定量目標、また、その達成に向けた具体的行動計画を記載ください。
※計画書ひな形は当協会ホームページに掲載しています。

※貸借対照表を作成していない等により、保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。

※特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。

※経営力強化保証は、根保証形式での取組みや、小口零細保証、特別小口での取組み並びに併用はできません。

※ご利用にあたっては信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

【事業計画の実行状況に関する報告】

- 金融機関は、中小企業者から四半期毎に計画の実行状況の報告を受けることが必要です。
- 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告することが必要です。

※報告書ひな形は当協会ホームページに掲載しています。



【お問合せ先】

本所保証課 TEL.073-433-9705 経営支援課 TEL.073-433-9704 田辺支所 業務課 TEL.0739-22-4666